

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月4日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
【英訳名】	GS Yuasa Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 依田 誠
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
【電話番号】	075（312）1211
【事務連絡者氏名】	常務取締役コーポレート室長 中川 敏幸
【最寄りの連絡場所】	東京支社 東京都港区芝公園一丁目7番13号
【電話番号】	03（5402）5800
【事務連絡者氏名】	株式会社 GSユアサ 東京支社担当部長 松尾 久
【縦覧に供する場所】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 東京支社 （東京都港区芝公園一丁目7番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結累計期間	第10期
会計期間	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	240,468	266,462	347,995
経常利益 (百万円)	11,369	15,233	20,333
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,912	8,530	9,982
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,260	15,215	14,376
純資産額 (百万円)	148,276	170,475	154,702
総資産額 (百万円)	323,370	343,842	340,462
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	11.90	20.67	24.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	19.26	24.16
自己資本比率 (%)	41.2	43.1	41.0

回次	第10期 第3四半期 連結会計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月 1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月 1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.52	8.07

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期第3四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減による影響は和らぎつつありますが、個人消費の低迷など景気回復の動きは鈍い状況で推移しました。

世界経済に目を転じますと、米国では悪天候の影響により一時的に成長率が下振れたものの、春先以降は底堅い内需に支えられるなど回復傾向が続いている一方で、欧州経済では景気をけん引してきたドイツでの景気減速懸念など、不安定な情勢を背景に景気回復が足踏みしており、中国では投資の低迷などから景気減速傾向を強めています。また、タイでも治安は緩やかに回復しつつありますが、未だ景気に力強さを欠くなど、全体としては低調な状況の中で推移しました。

このような経済状況の中、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は、連結範囲の拡大によるアジア地域での事業基盤強化を図ったことや円安による影響、これに加えて車載用リチウムイオン電池の販売が増加したことにより、2,664億62百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて259億93百万円増加（10.8%）しました。

当第3四半期連結累計期間の利益は、車載用リチウムイオン電池の販売増加に伴う利益改善や、海外における売価改善への取り組みなどにより、営業利益が133億65百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて36億2百万円増加（36.9%）しました。これに伴い、経常利益は152億33百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて38億63百万円の増加（34.0%）となりました。四半期純利益は税金費用及び少数株主損益を計上したことにより85億30百万円と、前第3四半期連結累計期間に比べて36億18百万円増加（73.7%）しました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(国内自動車電池)

売上高は、自動車用鉛電池の総需要低迷や、自動車関連部品の販売が減少したことにより、385億24百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて30億3百万円減少（7.2%）しました。セグメント損益は、主原料である鉛相場が上昇したことなどにより、18億98百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて5億61百万円減少（22.8%）しました。

(国内産業電池及び電源装置)

売上高は、電力会社の接続保留の問題などにより太陽光発電用電源装置の販売が低迷しているものの、携帯電話の基地局向け電源装置の販売が増加したことや、セグメント情報においてその他に含めていた照明・膜事業を第1四半期連結会計期間より組織変更に伴い国内産業電池及び電源装置セグメントに移管したことにより、538億48百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて20億38百万円増加（3.9%）しました。セグメント損益は、主原料である鉛相場の上昇や、太陽光発電用電源装置の販売減少などにより、38億20百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて22億5百万円減少（36.6%）しました。

(海外)

売上高は、タイの持分法適用関連会社を前第2四半期より連結子会社化したことに加え、インドネシアの持分法適用非連結子会社を当第3四半期より連結子会社化したこと、さらに円安による影響などにより、1,321億19百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて141億63百万円増加（12.0%）しました。セグメント損益は、各国の経済状況の影響などで販売数量は伸び悩んだものの、売価改善への取り組みなどにより、75億65百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて12億20百万円増加（19.2%）しました。

(リチウムイオン電池)

売上高は、主としてハイブリッド車用及びプラグインハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売増加により、348億10百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて167億36百万円増加（92.6%）しました。セグメント損益は、15億94百万円の損失となりましたが、前第3四半期連結累計期間に比べて52億32百万円改善しました。

(その他)

売上高は、照明・膜事業が国内産業電池及び電源装置セグメントに移管されたことなどにより、71億59百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて39億41百万円減少(35.5%)しました。全社費用等調整後のセグメント損益は、16億75百万円と前第3四半期連結累計期間に比べて83百万円減少(4.7%)しました。

(2) 財政状態の分析

総資産は、需要期を控えた棚卸資産の増加や保有株式の時価評価及び持分法による投資利益に伴う投資有価証券の増加により、3,438億42百万円と前連結会計年度末に比べて33億80百万円増加しました。

負債は、仕入債務及び設備投資代金の支払いにより、1,733億67百万円と前連結会計年度末に比べて123億92百万円減少しました。

純資産は、配当金の支払がありました。四半期純利益及び少数株主持分の増加等により、1,704億75百万円と前連結会計年度末に比べて157億73百万円増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付がなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉並びにお客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、イ．信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、ロ．リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、ハ．長年の実績並びに上記イ．及びロ．の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、ニ．当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株式の大規模な買付を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付に対しては必要かつ相応な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的な取り組み

イ．会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成25年度で平成16年の経営統合から10年が経過する節目を迎えました。当社は、経営統合以来、経営の効率化、事業構造や組織体制の改革に取り組み、基幹事業である自動車電池事業、産業電池電源事業、海外事業の収益基盤の改善を実現いたしました。とりわけ海外事業においては、成長著しいアジア市場を中心に拡大基調を継続し、現在も堅調に事業が拡大しております。

また、当社は、新規事業としてリチウムイオン電池事業を育成するために、先行開発を進め事業化へ展開してまいりました。自動車用途では有力なパートナーと連携して量産体制を整備し、販売を開始しております。産業用途では宇宙、航空、鉄道、運輸など様々な分野で新規開拓に取り組み着実な拡大につなげております。

現在、低環境負荷、低炭素化に向けた環境対応型社会への転換ニーズが一層高まってきており、当社が長年培ってきた電池電源技術は、環境対応型社会を拓くための最も重要な技術のひとつです。他方、既存事業においても新興地域での経済成長に伴うオートバイ・自動車の普及、社会インフラの整備充実による電池需要の拡大が期待されます。

このように、中長期的にわたり世界的な蓄電池需要の拡大が見込まれる中、当社は、既存事業の収益力を強化し、海外事業およびリチウムイオン電池事業の拡大を推し進めるとの成長シナリオを変更することなく、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成することが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。当社は、世界のお客様へ快適さと安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニー「新生GSユアサ」を目指して、事業領域の拡大と継続的成長を実現するため、特に、(イ)．コンプライアンスの徹底、従業員に対する継続的な教育等、健全なグループ経営の追求、(ロ)．リチウムイオン電池事業の事業基盤の整備および強化、(ハ)．アジア市場を含む新興地域および巨大市場への地域戦略を推進する等、海外成長市場を基軸としたグローバル展開の加速、(ニ)．変化する社会とお客様のニーズに柔軟に対応する等、既存事業の更なる収益体質向上に重点的に取り組んでまいります。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成25年5月22日開催の取締役会において、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行プランを一部改訂した当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、株主総会において承認されることを条件に継続的に導入することを決議し、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、本プランを導入することの承認を得ました。

本プランは、当社の企業価値、株主共同の利益が不適切な買付け等により毀損されることがないように、当社株式に対する買付け等が行なわれる場合に、買付け者等に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集、検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付け者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

買付け者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付け等を行うなど、買付け者等による買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、企業価値評価委員会規則に従い、(イ)．当社社外取締役、(ロ)．当社社外監査役または(ハ)．社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の判断を経ることとしています。

これに加えて、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合等一定の場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとしています。

こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付け者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付け者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付け者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記 イ．に記載した企業価値向上のための取り組みは、当社の企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するもので、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付け者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

特に、本プランは、イ．買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること、ロ．本プランの導入や発動の是非について、株主意思を重視するものであること、加えて有効期間が2年間と定められている上、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることから本プランの消長には株主の意向が反映されること、ハ．独立性の高い社外者によって構成される企業価値評価委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず企業価値評価委員会の判断を経ることが必要であるとしていることや、予め合理的な客観的要件が設定されていることにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、ニ．企業価値評価委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができ、また、企業価値評価委員会の判断の概要については情報開示をすることとして、企業価値評価委員会の判断の公正さ、客観性及び透明性が担保される仕組みを確保していること、ホ．本プランは、デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないことなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主の共同の利益を損うものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は46億60百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりであります。

国内自動車電池

当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

国内産業電池及び電源装置

電源装置の分野では、高効率と高信頼性を両立したパラレルプロセッシング方式を採用したUPS「BIDSTAR（ビッドスター）」シリーズ（三相入力、7.5～50kVA出力）を開発しました。また、移動体通信におけるブロードバンドの高速化とトラフィックの急増により、需要が増加している通信基地局向けに、小型高効率化を達成した電源装置を開発しました。

太陽光発電用パワーコンディショナの分野では、リチウムイオン電池と組み合わせ、自然エネルギーの利用と夜間電力の有効活用をする環境対応モードと、災害等による停電時に太陽光とリチウムイオン電池のエネルギーで電力供給する防災対応モードに、運転モードを切替えることが可能なパワーソーラーシステム（定格出力容量4.5kW）を開発しました。また、今後、分散型電源が電力系統に広域かつ大量に連系されることを見据えて、電力品質を確保するために必要な機能を備えた製品を開発しております。

特機分野では、通常車用及びアイドリングストップ車用鉛蓄電池、ハイブリッド車補機用鉛蓄電池、二輪用鉛蓄電池をそれぞれの特性に応じた最適な条件で充電を行なえる高性能小型充電器「Circuito（シルクイート）」を開発しました。

施設照明分野では、工場や大規模施設向けLED高天井照明器具のラインナップの拡充に取り組んでおります。

それ以外の分野では、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

海外

当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

リチウムイオン電池

産業用リチウムイオン電池の分野では、産業用リチウムイオン電池「LIM」シリーズの瞬時に大電流充放電が可能な高出力タイプの新型モジュールを開発しました。

宇宙用リチウムイオン電池の分野では、H- A 8号機（平成18年1月24日打ち上げ）から、これまで連続23回（H- B 4機分を含む）の打ち上げ成功に、「ロケット用リチウムイオン電池」が貢献しております。当第3四半期連結累計期間においては、H- A 25号機・26号機に搭載されました。また、H- A 25号機にて軌道への投入と運用に成功した、静止気象衛星「ひまわり8号」に、「人工衛星用リチウムイオン電池」が搭載されました。

それ以外の分野では、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

その他

当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後のわが国経済は、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減による影響は緩和されつつありますが、個人消費の低迷など本格的な回復傾向には時間がかかる見通しです。

海外の主要地域の経済動向においては、米国経済は量的緩和終了による影響が懸念されるものの、雇用環境の改善や底堅い個人消費により堅調な経済成長が見込まれます。一方で、欧州経済をけん引していたドイツの景気減速の懸念が広がり、不安定な情勢を背景に欧州における景気回復は脆弱なままであり、中国では投資の低迷などから経済成長が鈍化傾向にあるなど、世界経済は低調に推移すると見込まれます。

このような経済状況において、当社グループとしては、平成26年度は第三次中期経営計画の2年目に当たり、これまで培った事業基盤をもとに、さらなる成長を目指してまいります。既存事業の自動車電池、産業電池電源、海外の各事業においては、その事業領域のさらなる拡大と収益力の強化を図るとともに、リチウムイオン電池事業の事業基盤の安定化に取り組んでまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、企業理念及び経営ビジョンを次のとおり定めております。

[企業理念]

『革新と成長』 - GS YUASAは、社員と企業の「革新と成長」を通じ、人と社会と地球環境に貢献します。

[経営ビジョン]

GS YUASAは、電池で培った先進のエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けします。

第三次中期経営計画では、当社グループが長年培ってきた電池・電源技術によって、低環境負荷社会、低炭素化社会、防災・減災社会の実現に貢献するため、企業理念に掲げる「革新と成長」の具現化を志し、総力を挙げて次の経営方針を重点的に取り組んでまいります。

[経営方針]

世界のお客様へ快適・安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニーを目指して、事業領域の拡大と継続的成長を図り“新生GSユアサ”へ飛躍します。

新規事業（リチウムイオン電池・新エネルギー分野）の事業基盤強化

グローバル市場でのポジション・アップ

既存事業の更なる収益力の強化

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	413,574,714	413,574,714	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 1,000株でありま す。
計	413,574,714	413,574,714	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日	-	413,574	-	33,021	-	79,336

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 785,000 （相互保有株式） 普通株式 100,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 411,423,000	411,423	同上
単元未満株式（注）	普通株式 1,266,714	-	-
発行済株式総数	413,574,714	-	-
総株主の議決権	-	411,423	-

（注）「単元未満株式」の株式数の欄には、当社保有の自己株式が904株含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
（自己保有株式） 株）ジーエス・ユアサ コーポレーション	京都市南区吉祥院西ノ 庄猪之馬場町1	785,000	-	785,000	0.19
（相互保有株式） 青森ユアサ電池販売 株）	青森市石江江渡11 - 5	62,000	-	62,000	0.01
ジーエス・ユアサ取 引先持株会	京都市南区吉祥院西ノ 庄猪之馬場町1	38,000	-	38,000	0.01
計	-	885,000	-	885,000	0.21

（注）第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式は、791,000株になります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 平成26年3月31日	当第3四半期連結会計期間 平成26年12月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,760	20,365
受取手形及び売掛金	76,475	70,117
有価証券	5,644	-
商品及び製品	30,592	35,660
仕掛品	13,702	14,945
原材料及び貯蔵品	12,114	13,338
繰延税金資産	3,474	3,589
その他	8,751	11,212
貸倒引当金	303	364
流動資産合計	168,211	168,864
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	54,799	54,350
機械装置及び運搬具（純額）	42,925	41,147
土地	21,892	22,305
リース資産（純額）	2,368	1,817
建設仮勘定	2,622	3,287
その他（純額）	4,568	4,659
有形固定資産合計	129,177	127,567
無形固定資産		
リース資産	455	453
その他	1,935	1,932
無形固定資産合計	2,390	2,386
投資その他の資産		
投資有価証券	35,497	39,632
その他	5,658	5,880
貸倒引当金	564	565
投資その他の資産合計	40,591	44,947
固定資産合計	172,159	174,900
繰延資産	90	77
資産合計	340,462	343,842

(単位：百万円)

	前連結会計年度 平成26年3月31日	当第3四半期連結会計期間 平成26年12月31日
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	42,740	35,251
短期借入金	21,662	24,723
未払金	18,202	14,951
未払法人税等	5,925	1,643
設備関係支払手形	4,306	777
その他	14,299	16,196
流動負債合計	107,135	93,544
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	25,000	25,000
長期借入金	33,471	34,165
リース債務	2,027	1,459
退職給付に係る負債	5,739	5,004
その他	12,386	14,192
固定負債合計	78,624	79,823
負債合計	185,760	173,367
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,021	33,021
資本剰余金	54,880	54,880
利益剰余金	42,488	45,787
自己株式	326	337
株主資本合計	130,063	133,351
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,804	8,697
繰延ヘッジ損益	20	39
土地再評価差額金	1,418	1,418
為替換算調整勘定	3,808	6,355
退職給付に係る調整累計額	2,620	1,601
その他の包括利益累計額合計	9,390	14,830
少数株主持分	15,247	22,293
純資産合計	154,702	170,475
負債純資産合計	340,462	343,842

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日	当第3四半期連結累計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日
売上高	240,468	266,462
売上原価	189,289	209,499
売上総利益	51,178	56,962
販売費及び一般管理費	41,416	43,597
営業利益	9,762	13,365
営業外収益		
受取利息及び配当金	414	477
持分法による投資利益	1,309	1,559
為替差益	733	317
その他	704	830
営業外収益合計	3,162	3,184
営業外費用		
支払利息	875	681
その他	680	635
営業外費用合計	1,555	1,316
経常利益	11,369	15,233
特別利益		
固定資産売却益	34	79
投資有価証券売却益	1,498	10
退職給付信託設定益	1,442	-
その他	292	10
特別利益合計	3,267	101
特別損失		
固定資産除却損	247	170
固定資産売却損	7	0
リコール関連損失	6,700	-
その他	370	367
特別損失合計	7,324	537
税金等調整前四半期純利益	7,312	14,796
法人税等	7,713	5,582
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	401	9,213
少数株主利益又は少数株主損失()	5,313	683
四半期純利益	4,912	8,530

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日	当第3四半期連結累計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	401	9,213
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	607	1,880
繰延ヘッジ損益	118	19
為替換算調整勘定	3,798	2,422
退職給付に係る調整額	-	1,019
持分法適用会社に対する持分相当額	1,136	699
その他の包括利益合計	5,661	6,002
四半期包括利益	5,260	15,215
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,521	13,970
少数株主に係る四半期包括利益	5,261	1,245

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間より、PT. Trimitra Baterai Prakasa を、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が1,062百万円増加し、利益剰余金が685百万円減少しております。なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に係る影響額は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

下記の関係会社の銀行等の借入金に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 平成26年3月31日	当第3四半期連結会計期間 平成26年12月31日
天津東邦鉛資源再生有限公司	190百万円	天津東邦鉛資源再生有限公司 316百万円
Yuasa Battery (Malaysia) Sdn. Bhd.	35	Yuasa Battery (Malaysia) Sdn. Bhd. 68
上海杰士鼎虎動力有限公司	41	上海杰士鼎虎動力有限公司 49
合計	267	合計 434

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日	当第3四半期連結累計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日
減価償却費	9,578百万円	11,978百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,476百万円	利益剰余金	6円	平成25年3月31日	平成25年6月28日

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,302百万円	利益剰余金	8円	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	1,238百万円	利益剰余金	3円	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 自動車電池	国内産業 電池及び 電源装置	海外	リチウム イオン電池	計		
売上高							
外部顧客への売上高	41,527	51,810	117,956	18,074	229,367	11,100	240,468
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,057	1,796	1,059	173	4,086	4,086	-
計	42,584	53,606	119,015	18,247	233,454	7,014	240,468
セグメント利益又は損失 ()	2,459	6,025	6,344	6,826	8,003	1,759	9,762

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びセグメント利益の調整額であります。

報告セグメントに含まれない事業セグメントは、照明事業等を含んでおります。セグメント利益の調整額は1,640百万円であり、セグメント間取引消去 964百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 676百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 自動車電池	国内産業 電池及び 電源装置	海外	リチウム イオン電池	計		
売上高							
外部顧客への売上高	38,524	53,848	132,119	34,810	259,302	7,159	266,462
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,169	1,876	1,245	280	4,570	4,570	-
計	39,693	55,725	133,364	35,090	263,873	2,588	266,462
セグメント利益又は損失 ()	1,898	3,820	7,565	1,594	11,689	1,675	13,365

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。セグメント利益の調整額は 1,731百万円であり、セグメント間取引消去 1,057百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 673百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、組織変更に伴い従来「その他」に含めていた照明・膜事業を「国内産業電池及び電源装置」に区分変更しております。なお、当該変更を反映した前第3四半期連結累計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失に関する情報は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 自動車電池	国内産業 電池及び 電源装置	海外	リチウム イオン電池	計		
売上高							
外部顧客への売上高	41,527	56,252	117,956	18,074	233,810	6,658	240,468
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,057	1,823	1,059	173	4,113	4,113	-
計	42,584	58,075	119,015	18,247	237,923	2,545	240,468
セグメント利益又は損失 ()	2,459	6,119	6,344	6,826	8,097	1,665	9,762

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。セグメント利益の調整額は 1,640百万円であり、セグメント間取引消去 964百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 676百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

この変更による影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日	当第3四半期連結累計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日
(1) 1株当たり四半期純利益金額	11円90銭	20円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,912	8,530
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	4,912	8,530
普通株式の期中平均株式数(千株)	412,815	412,793
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	19円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	12
(うち当期償却額(税額相当額控除後) (百万円))	-	12
普通株式増加数(千株)	-	29,377
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成26年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額.....1,238百万円

(ロ) 1株当たりの金額3円00銭

(ハ) 支払い請求の効力発生日及び支払開始日.....平成26年12月1日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行っています。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月3日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 幸彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 朋之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。